



# 熊本県公報

第 1 2 4 4 6 号  
平成 27 年 8 月 21 日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定……………(くらしの安全推進課) 1
- 保安林の解除に関する予定……………(森林保全課) 1
- 保安林の解除に関する予定……………( // ) 1
- 道路の区域変更……………(道路保全課) 2
- 特定計量器定期検査の実施……………(産業支援課) 2
- 河川区域の指定……………(河川課) 3
- 兼用工作物管理協定の締結……………( // ) 3

### 公 告

- 平成 2 7 年度熊本県クリーニング師試験の実施……………(薬務衛生課) 3
- 土地改良区役員の退任及び就任……………(農村計画課) 5
- 公の施設における指定管理者の募集(熊本産業展示場)  
……………(くまもとブランド推進課) 6

### 登 載 依 頼

- 平成 2 7 年度第 2 回熊本県観光審議会の開催……………(観光審議会) 8
- 平成 2 7 年度第 1 回熊本県行政文書等管理委員会の開催  
……………(行政文書等管理委員会) 8

## 告 示

### 熊本県告示第 7 3 7 号

熊本県少年保護育成条例(昭和 4 6 年熊本県条例第 3 0 号)第 7 条第 1 項の規定により少年に有害な興行として平成 2 7 年 8 月 1 2 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 2 7 年 8 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	欲望に狂った愛獣たち(オーピー) 激撮!日本の緊縛(新東宝) 官能エロ実話ハメられた人妻(オーピー) 発情学園やりたい年頃(新東宝) 夜の義母 中出しを誘う尻(オーピー) 濡れた人妻秘書 肉体妄想(新東宝) 悩殺!!セールスレディ肉体勧誘(新東宝) 姉妹昇天 味くらべ(オーピー)	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

### 熊本県告示第 7 3 8 号

森林法(昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号)第 2 6 条の 2 第 1 項の規定により次の保安林の指定を解除する予定であるので、同法第 3 0 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成 2 7 年 8 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 解除予定保安林の所在場所 天草市五和町御領字大原田 4 6 9 5 番 1
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

### 熊本県告示第 7 3 9 号

森林法(昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号)第 2 6 条の 2 第 1 項の規定により次の保安林の指定を解除する予定であるので、同法第 3 0 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成 2 7 年 8 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 解除予定保安林の所在場所 球磨郡あさぎり町岡原北字土手谷1389番2、1389番3
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

**熊本県告示第740号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年8月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年8月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	219号	球磨郡球磨村大字神瀬字下多武 865番1地先から 球磨郡球磨村大字神瀬字山口 853番36地先まで	前	14.5 ～ 41.4	80.2	防交 (改築)
			後	14.5 ～ 49.1		

- 2 区域を変更する期日 平成27年8月21日

**熊本県告示第741号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成27年8月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 対象となる特定計量器  
非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
- 2 検査区域  
菊池市、合志市、菊陽町及び大津町
- 3 検査日等  
(1) 集合検査

検査日	検査受付時間	検査場所
平成27年10月1日	午前10時から正午まで	菊池市役所七城支所
平成27年10月1日	午後1時から午後3時まで	旭志公民館
平成27年10月2日	午前10時から午後3時まで	泗水公民館
平成27年10月5日	午前10時から午後3時まで	菊池市中央公民館
平成27年10月6日	午前10時から午後3時まで	菊池市中央公民館
平成27年10月7日	午前10時から正午まで	合志市商工会支所
平成27年10月7日	午後1時30分から午後3時まで	J A菊池西合志中央支所
平成27年10月8日	午前9時30分から午前11時30分まで	三つの木の家
平成27年10月8日	午後1時から午後2時30分まで	妙泉寺体育館
平成27年10月8日	午後3時から午後4時まで	国立療養所菊池恵楓園
平成27年10月9日	午前10時から午後3時まで	菊陽町中央公民館
平成27年10月13日	午前10時から午後3時まで	大津町役場
平成27年10月14日	午前10時から午後3時まで	大津町役場

- (2) 所在場所検査

ア 検査日 平成27年9月24日から平成27年10月30日までのいずれかの日

イ 検査場所

特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する特定計量器の所在の場所

4 検査を実施する指定定期検査機関の名称  
一般社団法人熊本県計量協会

**熊本県告示第742号**

二級河川路木川水系路木川、二級河川路木川水系水道川、二級河川路木川水系桜迫川について、河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項第3号の区域を次のように指定する。

平成27年8月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第6条第1項第1号及び第2号の区域以外の区域

次の図面は省略し、熊本県土木部河川港湾局河川課及び天草広域本部土木部維持管理課に備え置いて縦覧に供する。

**熊本県告示第743号**

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定による堤防と道路との兼用工作物の管理の方法についての協議が成立したので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、熊本県土木部河川港湾局河川課及び熊本県県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。

平成27年8月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 河川の名称  
一級河川緑川水系秋津川及び木山川
- 2 河川管理施設の名称又は種類  
堤防
- 3 河川管理施設の位置  
熊本市東区秋津町秋田字上道下8番3地先から熊本市東区秋津町秋田字上道下229番地先まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所  
道路管理者 熊本市代表者 熊本市長 大西 一史  
熊本市中央区手取本町1番1号
- 5 管理の内容
  - (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設及び工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持及び修繕
  - (2) 路肩に接する法面であって、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
  - (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間  
平成27年7月23日から道路の存続する日まで

**公 告**

**熊本県公告第558号**

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成27年度熊本県クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成27年8月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験の日時及び場所
  - (1) 日時 平成27年11月8日（日）
 

受付時間	午前10時00分から午前10時30分まで
学科試験	午前10時50分から午前11時50分まで
実地試験	午後1時10分から
  - (2) 場所 株式会社シロヤパリガン（熊本市西区上熊本二丁目6番7号）
- 2 試験科目
  - (1) 学科試験
    - ア 衛生法規に関する知識
    - イ 公衆衛生に関する知識
    - ウ 洗濯物の処理に関する知識
  - (2) 実地試験（洗濯物の処理に関する知識及び技能）
    - ア しみの種類及びしみ抜き方法の鑑別
    - イ 繊維の鑑別

- ウ 薬品の鑑別
- エ 長袖ワイシャツ電蒸アイロン仕上げ
- 3 受験資格
  - 次のいずれかに該当する者であること。
  - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者
  - (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終った者又はクリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者
- 4 受験手続等
  - (1) クリーニング師試験受験願書（以下「願書」という。）の配布
    - 願書は、平成27年8月21日（金）から平成27年9月18日（金）まで、熊本県健康福祉部健康局業務衛生課及び県内各保健所（熊本市保健所を含む。）で配布するほか、熊本県庁ホームページに掲載する（ダウンロード可）。
    - なお、願書の郵送を希望する者は、封筒の表に「クリーニング師試験受験願書請求」と朱書した封筒に、返信用封筒（宛先を明記し、120円分の切手を貼付した角型2号封筒（1部請求の場合））を同封の上、熊本県健康福祉部健康局業務衛生課（〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）に請求すること。
  - (2) 提出書類
    - ア 願書
    - イ 履歴書
    - ウ 受験資格を有することを証明する書類（卒業証書の写し、卒業証明書等）
    - 卒業証書の写しの場合、併せて原本を願書提出先に提出し、原本と相違ない旨の確認を受けること（確認後、原本は返却する。）。
    - また、卒業証書等の氏名が婚姻その他の理由により、現在の氏名と異なっている場合は、卒業証書等の氏名から現在の氏名への変更の経緯が記載された戸籍の謄本（又は抄本）を提出すること。
    - エ 写真1枚
      - 出願前6か月以内に撮影した正面向き、上半身、無帽のもので、縦5センチメートル、横4.5センチメートルのもの（写真の裏に、受験希望者の氏名を記入すること。）
  - (3) 受験手数料
    - 受験手数料として、7,600円分の熊本県収入証紙を願書に貼付すること。
  - (4) 願書等の提出先
    - 県内に住所を有する受験希望者にあつては、県内各保健所（熊本市保健所を含む。）へ提出すること。
    - また、県外に住所を有する受験希望者にあつては、熊本県健康福祉部健康局業務衛生課（〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）へ提出すること。
  - (5) 願書等を郵送で提出する場合
    - やむを得ず郵送で提出する場合は、必ず書留とし、封筒の表に「クリーニング師試験受験申込」と朱書すること。熊本県収入証紙の入手が困難な場合は、次のとおりとする。
    - ア 手数料を現金で納付する場合は、願書等に7,600円を同封し、現金書留で郵送すること。
    - イ 手数料を郵便為替で納付する場合は、願書等に郵便為替（普通為替）7,600円分を同封し、書留で郵送すること。
  - (6) 願書等の受付期間
    - 平成27年8月24日（月）から平成27年9月18日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
    - なお、郵送による場合は、平成27年9月18日（金）までの消印のあるものに限って受け付ける。
  - (7) 受験票の交付
    - 受験票は、願書等の審査後、願書に記載された受験者の現住所へ送付する。
- 5 合格者の発表
  - 平成27年11月25日（水）午前10時に、合格者の受験番号を熊本県庁本館1階ロビー及び県内各保健所（熊本市保健所を含む。）に掲載するとともに、熊本県庁ホームページに掲載する。
  - また、合格者には合格通知書を送付する。
  - なお、電話による合格者の照会には一切応じない。
- 6 その他
  - (1) 願書の請求及び受験についての照会は、最寄りの県内保健所（熊本市保健所を含む。）又は熊本県健康福祉部健康局業務衛生課（電話番号096-333-2245）に行うこと。
  - (2) 試験の科目別得点及び合計得点の開示を希望する受験者には、熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第22条の規定により、合格発表の日から1か月間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）、午前8時30分から午後5時15分まで、熊本県健康福祉部健康局業務衛生課において、受験票を持参した受験者本

人にのみ開示する。  
 (3) 受験手数料及び願書等は、願書受付後においては、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合であっても返還しない。

**熊本県公告第559号**

玉名市に事務所を置く玉名平野土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成27年8月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	浦田 勝	玉名市岱明町野口2077番地2
理事	本島 進勝	玉名市伊倉南方1164番地
理事	蓑田 凱彰	玉名市大浜町2424番地
理事	小山 勝良	玉名市横田366番地1
理事	田畑 久吉	玉名市伊倉南方1270番地2
理事	嶋村 勝博	玉名市小島1078番地
理事	蓑田 誠一	玉名市大浜町3763番地2
理事	一瀬 重隆	玉名市川部田326番地1
理事	大廣 吉春	玉名市中1416番地
理事	村田 俊輔	玉名市小浜598番地
理事	田上 勇	玉名市滑石1380番地
理事	岡本 光次	玉名市岱明町鍋1732番地
理事	田畑 浩士	玉名市岱明町山下1009番地
理事	木村 忠之	玉名市横島町横島9381番地
理事	森山 重則	玉名市横島町大園31番地
理事	松永 敏夫	玉名市横島町横島2913番地
理事	岩下 一也	玉名市天水町小天278番地2
理事	荒木 伸一	玉名市天水町部田見625番地
理事	池本 重徳	玉名郡長洲町腹赤89番地1
理事	薄田 一敏	玉名市横島町共栄404番地
監事	菊川 和彦	玉名市横島町横島11423番地3
監事	中川 弘之	玉名市岱明町下沖洲847番地
監事	田中 正通	玉名市大浜町2248番地2
就任		
理事	浦田 勝	玉名市岱明町野口2077番地2
理事	小山 勝良	玉名市横田366番地1
理事	岡本 光次	玉名市岱明町鍋1732番地
理事	田畑 久吉	玉名市伊倉南方1270番地2
理事	一瀬 重隆	玉名市川部田326番地1
理事	池本 吉秋	玉名市大浜町3382番地
理事	永田 知博	玉名市大浜町560番地
理事	赤星 久幸	玉名市小野尻361番地3
理事	村田 俊輔	玉名市小浜598番地
理事	田上 勇	玉名市滑石1380番地
理事	西寫 博勝	玉名市玉名918番地
理事	田畑 浩士	玉名市岱明町山下1009番地
理事	山本 地生	玉名市岱明町高道2754番地
理事	平川 信行	玉名市横島町横島4855番地
理事	本島 進勝	玉名市伊倉南方1164番地
理事	松永 敏夫	玉名市横島町横島2913番地
理事	前田 敏之	玉名市横島町横島1043番地
理事	林田 政継	玉名市天水町立花1489番地

理事	山迫 良一	玉名市天水町小天7710番地1
理事	池本 重徳	玉名郡長洲町腹赤89番地1
理事	村田 秀徳	玉名市大浜町5352番地
理事	津田 征士郎	熊本市西区河内町白浜874番地
監事	大廣 吉春	玉名市中1416番地
監事	中島 誠	玉名市岱明町鍋629番地
監事	菊川 和彦	玉名市横島町横島11423番地3

熊本県公告第560号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成27年8月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

- (1) 名称  
熊本産業展示場
- (2) 所在地  
上益城郡益城町福富1010番
- (3) 施設の規模等  
敷地面積 120,828平方メートル  
イ 主な建物 熊本産業展示場本体（鉄筋コンクリート造・鉄骨造 一部プレストレストコンクリート造、延床面積20,280平方メートル）
- (4) 施設の概要  
熊本産業展示場本体（展示ホール、売店、管理事務室、役員室、大中会議室、多目的ホール、レストラン等）  
駐車場 約2,200台

2 指定管理者が行う業務

- (1) 見本市、展示会及び会議のための施設及び設備（以下「施設等」という。）の提供及び施設等の使用許可に関する業務
- (2) 産業振興及び県民の文化の向上を図ることを目的とした催事の開催等に関する業務
- (3) 産業展示場の運営に関する業務
- (4) 産業展示場の施設等の維持管理及び修繕に関する業務
- (5) その他産業展示場の管理運営上必要と認める業務

3 指定管理者の指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

4 参加資格

次の要件の全てを満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 県内に事業所を有すること。
- (3) 熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部が締結した指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- (8) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項に該当すること。  
ア グループを構成する法人等の中から熊本県に対する窓口として代表団体を選出すること。  
イ 申請書の記名押印等については、構成員全員が行うこと。  
ウ 5(1)ウからクまで及びケ（ウ）に掲げる書類については、構成員それぞれについて提出すること。  
エ 申請については、一の申請者につき一の提案に限ること。また、構成員は他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。  
オ 代表団体が(1)から(7)までに掲げる要件の全てを満たし、かつ、その他の構成員が(1)から(7)まで（(2)を除く）に掲げる要件を満たすこと。

5 申請の手続

- (1) 申請書類  
申請に当たっては、次の書類を提出すること。  
なお、熊本県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。  
ア 指定管理者指定申請書（熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例

- 施行規則（平成16年熊本県規則第46号）別記様式）  
 イ 熊本産業展示場指定管理事業者は、この登記簿簿籍（登記事項証明書）及び収入書類（登記事項証明書）  
 ウ エ 法人にあっては、当該事業年度の貸借対照表、収支決算書その他の申請書の属する事業年度の貸借対照表、収支決算書その他の財務状況見  
 オ 算書その他申請書の属する事業年度の貸借対照表、収支決算書その他の財務状況見  
 算場を明らかにする書類、過去決算表）  
 請者にあつては、過去決算表）  
 達書及び直近の3年分の事業報告書その他の場合は、直  
 カ 申請者の業務の内容を明らかにする書類（ただし、申告期限が未到来の申請者にあつ  
 近の3年分の決算期をおける事業報告書その他申請者の業務の内容を明らかにす  
 る書類、過去の決算期をおける事業報告書その他申請者の業務の内容を明らかにす  
 キ 労働者災害補償保険に加入し、事業計画（従業員を雇用していない  
 事業者は除く。）を証明する書類（従業員を雇用していない  
 ク （ア） 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書  
 （イ） 熊本県の県税（当該県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は  
 事業所を有するものにあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府  
 県税）について未納がないことの証明書  
 ケ その他知事が必要と認める書類  
 （ア） 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳  
 （イ） グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表  
 団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）  
 （ウ） 熊本県と熊本県警察本部が締結した指定管理者からの暴力団の排除に關す  
 る合意書に基づき、熊本県が実施する暴力団との関係の確認に關しての申立  
 書  
 (2) 申請書の提出先  
 熊本県商工観光労働部観光経済交流局くまもとブランド推進課県産品販路拡大班  
 (県庁行政棟本館8階)  
 郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
 電話番号096-333-2333 (直通)  
 (3) 提出期間  
 平成27年9月15日(火)から平成27年9月24日(木)までの日(県の休  
 日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。  
 郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。  
 電子メール及びファクシミリでの提出は受け付けない。  
 (4) 提出部数  
 正本1部、副本10部(副本については、写しで可)  
 6 指定管理候補者の選定  
 指定管理候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)の選考意見を踏まえて、  
 最終的に熊本県において指定管理候補者を選定する。  
 7 募集要項の交付  
 5(2)に掲げる場所で、平成27年8月21日(金)から平成27年9月24日(木)  
 までの間に交付する。  
 8 現地説明会  
 (1) 日時  
 平成27年8月31日(月)午前10時  
 (2) 場所  
 熊本産業展示場  
 (3) その他  
 現地説明会への参加を希望する場合は、「現地説明会参加申込書」にて5(2)の  
 提出先にあらかじめ申し込むこと。  
 9 留意事項  
 (1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。  
 ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき。  
 イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。  
 ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。  
 エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。  
 オ その他選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められると  
 き。  
 (2) 提出された書類は、県庁内での使用及び選考委員会での検討のため複写する。  
 (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)に基  
 づく開示の請求により開示することがある。  
 10 その他  
 (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容に

- ついて説明を求める。
- (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (3) 問合せ先  
5 (2)に同じ。

**登載依頼****熊本県観光審議会公告第2号**

平成27年度第2回熊本県観光審議会の会議を次のとおり開催する。  
平成27年8月21日

熊本県観光審議会長

- 1 日時  
平成27年8月26日(水)  
午後1時30分から午後3時まで
- 2 場所  
ホテル熊本テルサ りんどう・つばき(熊本市中央区水前寺公園28の51)
- 3 議題  
次期観光立県推進計画の策定について
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、審議会の開催予定時刻までに、各会場において受付の上、事務局の指示に従い、傍聴することができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県観光審議会事務局  
(熊本県商工観光労働部観光経済交流局観光課)  
(電話096-333-2332)

**熊本県行政文書等管理委員会公告第1号**

平成27年度第1回熊本県行政文書等管理委員会を次のとおり開催する。  
平成27年8月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時  
平成27年8月31日(月)  
午後1時30分から(1時間30分程度)
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁本館13階 展望会議室
- 3 議題  
(1) 行政文書ファイル管理簿について  
(2) 行政文書管理状況報告について  
(3) 行政文書の廃棄に関する意見聴取について 等
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から行い、傍聴者の定員を満了した時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。  
(3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問い合わせ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県総務部総務私学局県政情報文書課(電話096-333-2061)